

上野事務所ニュース

29年1月号

千葉市中央区弁天2-14-3 TEL043-287-1497 FAX043-254-6641

<http://www.sr-ueno.com/> E-mail ueno@athena.ocn.ne.jp

今年予定されていること

今年予定されている主な変更は、以下の通りです。

【保険料率の変更】

- ・健康保険料率の変更（3月）
 - ・介護保険料率の変更（3月）
料率は共に未定です。
 - ・厚生年金保険料率の変更（9月）
18.536%に変更予定です。（現在
18.182%）この場合、個人負担は
9.268%です。
- ◆厚生年金保険料率の変更は平成29年まで行われます。

【国民年金保険料の変更】

- ・国民年金の月額保険料の変更（4月）
(現在は16,260円)

【雇用保険の適用拡大】（1月）

平成29年1月1日より適用拡大
65歳以上の方も雇用保険の適用対象となります。

【年金受給資格期間の短縮】

平成29年8月に年金の受給資格期間短縮にかかる改正法が施行されます。

その他、未確定ですが話題となるいる主な内容は次の通りです。

●残業手当割増率の増額

中小企業の60時間越えの割増率の増額

●雇用保険基本手当の充実

倒産・解雇等により離職し、一定の要件を満たした30歳～45歳未満の方の所定給付日数の引き上げ等

●教育訓練給付の充実

専門実践教育訓練給付の給付率の引き上げ

●育児休業給付の見直し

さらに6ヶ月（2歳まで）の再延長を可能にする

●雇用保険料率の引下げ

失業等給付の保険料率を3年間（平成29年度から平成31年度まで）、時限的に引き下げへ

育児・介護休業法の改正について（その2）

平成29年1月より改正される育児・介護休業法の改正のポイント（その2）

2)は次の通りです。

【介護休業等の対象家族の範囲の拡大】

これまで、配偶者、父母、子、配偶者の父母、同居しつつ扶養している祖父母、兄弟姉妹及び孫でしたが、改正後は同居・扶養していない祖父母、兄弟姉妹及び孫も追加されます。

【介護休業の分割取得】

これまで、1回限り、93日まで取得可能でしたが、通算93日まで、3回を上限として分割取得が可能になりました。

【介護のための所定外労働の制限（残業の免除）】

介護終了までの期間について請求することのできる権利として新設されます。

【介護のための所定労働時間の短縮措置等】

これまで、介護休業と通算して93日の範囲で取得可能でしたが、改正後は介護休業とは別に利用開始から3年間で2回以上利用できないずれかの措置を講じなければなりません。

・介護短時間勤務

- ・フレックスタイム制度
 - ・始業・終業時刻の繰上げ・繰下げ
 - ・介護サービス費用の助成
- 【有期契約労働者の介護休業の取得要件の緩和】

現行制度	改正後
①申出時点で引き続き、1年以上雇用されていること	①変更なし
②介護休業開始予定日から起算して93日を経過する日を超えて引き続き雇用されることが見込まれること	②介護休業開始予定日から起算して93日を経過する日から6ヶ月経過する日までにその労働契約（労働契約が更新される場合にあたっては更新後のもの）が満了することが明らかでないこと
③93日経過日から1年を経過する日までに労働契約の期間が満了し、更新されないことが明らかでないこと	

【いわゆるマタハラ・パタハラなどの防止措置の新設】

現行制度	改正後
・事業主による妊娠・出産・育児休業・介護休業等を理由とする不利益取扱いは禁止	<ul style="list-style-type: none"> ●左記に加え、上司・同僚からの、妊娠・出産、育児休業、介護休業等を理由とする嫌がらせ等（いわゆるマタハラ・パタハラなど）を防止する措置を講じることを事業主へ新たに義務づけ。 ●派遣労働者の派遣先にも以下を適用 <ul style="list-style-type: none"> ・育児休業等の取得等を理由とする不利益取扱いの禁止 ・妊娠・出産、育児休業、介護休業等を理由とする嫌がらせ等の防止措置の義務付け

社会保険の手続と個人番号について

【協会けんぽ】

退職後に任意継続被保険者の手続をされる方で扶養家族がいる場合のみ、被扶養者の個人番号の記載が必要ですが、その他の給付等の手続については、個人番号の記載は不要です。

【日本年金機構】

個人番号の取扱いについて、はっきりと決まっていません。しばらくの間、

従来通り個人番号の記載は不要です。はっきり決まった際はご連絡します。

◆健康保険組合に加入されている事業所では、被保険者、被扶養者の個人番号の記載が必要です。手続きについては各健康保険組合でご確認ください。

Q&Aなぜなにどうして？

Q: 年金の受給資格を得るために公的年金の加入期間が25年以上から10年以上に短縮されると聞きました。この改正で該当した場合、何か本人でしなければいけないことはありますか？

A: 年金の受給資格にかかる改正法は平成29年8月に施行されます。これまで年金の受給資格を得るために、原則として加入期間が25年以上必要でしたが、“10年以上”に短縮されます。国民年金と厚生年金の加入期間が合わせて10年以上あれば受給資格を得られます。新たに該当となる方は9月分（10月支払分）から年金を受けられるようになります。この改正で、約64万の方が新たに年金を受けられる（10年末満で無年金のままの方は約26万人）ようになります。

【裁定請求手続について】

該当者には、2月末から日本年金機構より5回に分けて「裁定請求書」が送られます。必要事項を記載し、添付書類を添えて年金事務所へ提出してください（郵送可）。

【国民年金の年金額】

国民年金の場合、20歳から60歳まで40年加入すると、満額で月約6万5千円支給されます。10年だと月約1万6千円です。現行のしくみでは、納めた保険料に対して約10年5ヶ月で元がとれる計算になります。